**平成２５年（フ）第２６６号**
仙台市青葉区桜ケ丘７丁目40番20―212号
債務者　遠藤　　孝
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第２９６号**
仙台市宮城野区田子３丁目12番５―202号
債務者　古屋　慶子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第３０３号**
仙台市宮城野区栄１丁目12番13号
債務者　佐藤真知子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第１４０号**
茨城県笠間市稲田1294番地１、住民票上の住所茨城県笠間市旭町294番地７　グリーンハイツ601号
債務者　佐久間清美
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第１５４号**
茨城県水戸市千波町1735番地の１　スパニッシュコート千波Ｂ棟301号
債務者　金山由理こと　金　　由理
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第１５６号**
茨城県水戸市東野町467番地の１　県営東山アパート３棟104号
債務者　仁平　静江
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第４６号**
滋賀県彦根市稲部町451番地３
債務者　清水　亜弓
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２５年（フ）第２９０号**
京都市右京区西京極郡町53番地１　マンション竹の子105号
債務者　村上　幸司
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第３８０号**
京都市北区紫野大徳寺町26番地９　ハイツメリッツ305、前住所京都市北区紫野中柏野町25番地
債務者　新田　千琴
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第３８５号**
京都府八幡市男山香呂２番地―Ａ51―302
債務者　浅田亜裕美
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第４７３号**
京都市山科区音羽森廻り町29番地１　市営住宅２棟103
債務者　中井　　勝
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第４９５号**
京都市下京区中堂寺坊城町16番地３　グランドムール丹波口209
債務者　中川　久一
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第５１５号**
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地５―407
債務者　中江美美こと　廖　　阿玉
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１６６号**
兵庫県加古川市尾上町旭２丁目20番地の２松本ハイツＣ―102号
債務者　日高　　進
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第２５４号**
広島市中区鶴見町12番８―504号
債務者　濱田　和榮
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２６２号**
広島市南区元宇品町12番２―507号
債務者　田坂亜矢子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２９２号**
広島県東広島市西条町寺家6743番地23　木原アパート201号
債務者　塚本　義輝
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部